



近すぎませんか？

Too Close to Bears?



国立公園・国定公園の特別地域では、
ヒグマへの接近・つきまとい・餌やりは
違法行為になりました。

自然公園法が改正され、令和4年4月1日から、国立公園又は国定公園の特別地域、
海域公園地区又は集団施設地区内において、みだりにヒグマなどの野生動物(鳥類又は哺乳類)に対して
餌を与えること、著しく接近すること、つきまとうことが規制対象となりました。
中止指示に従わなければ、30万円以下の罰金が科される場合があります。

もっと
知りたい方は
こちらへ

